



2つある出産でもらえるお金について教えてください



出産に関する給付には、「出産一時金」と「出産手当金」というよく似た名前の制度があります。どちらも出産に関わる大切な支援ですが、実は目的も受け取れる人もまったく異なります。

「出産一時金」は、出産にかかる費用の負担を軽くするために支給されるお金で、原則として出産する人なら広く対象になります。

一方、「出産手当金」は、会社員や公務員などが出産のために仕事を休み、その間の収入が減った場合に生活を支えるための制度です。

つまり、

出産費用を支えるのが「出産一時金」

出産のために仕事の休業中の生活を支えるのが「出産手当金」

この2つの違いを知っておくことで、出産前後の安心につながります。





出産一時金は誰が対象で、いくらもらえますか？



出産一時金は、出産にかかる費用の負担を軽くするために支給される制度です。では、どのような人が対象で、いくらもらえるのでしょうか。具体例で見てみましょう。

### ■支給条件(どんな人がもらえる?)

次の条件を満たすと支給されます。

健康保険や国民健康保険に加入している

妊娠4か月(85日)以上で出産した(※早産・死産・流産も対象になります)。

#### ●ポイント

「赤ちゃんが生まれたかどうか」ではなく“出産という事実”があれば対象になるのが特徴です。

#### ●支給額(いくらもらえる?)

原則として1児につき 50万円

### ■具体例で見る出産一時金

ケース①：一般的な出産(会社員のAさん)

健康保険に加入

病院で通常分娩

・50万円支給。しかも多くの場合は病院に直接支払われる(直接支払制度)ため窓口での負担が軽くなります

ケース②：出産費用が安かった場合(Bさん)。出産費用：45万円。出産一時金：50万円。差額の5万円は後から受け取れる

ケース③：双子を出産したCさん

双子(2人)出産。50万円×2人=100万円支給

ケース④：残念ながら流産となったDさん。妊娠5か月で流産

・条件(妊娠4か月以上)を満たすために出産一時金は支給される

## ■ 出産一時金Q&amp;A集 ■

## ●Q1：どうやって申請するの？

多くの場合は「直接支払制度」を利用

- ・ 病院が健康保険、市区町村へ請求してくれる
- ・ 自分で申請しなくてもOK

利用しない場合

- ・ 出産後に自分で保険者へ申請
- ・ 健康保険組合・市区町村などに自分で請求

## ●Q2：いつもらえるの？

直接支払制度の場合

- ・ 出産時に病院へ直接支払われる
- ・ 自分の手元には来ない(差額のみ後日)

自分で申請した場合

- ・ 出産後、申請から約1~2か月後に振込される

## ●Q3：病院で払うお金はどうなるの？

出産費用が50万円以内

- ・ 窓口負担はほぼなしor少額
- ・ 出産費用が50万円を超えた場合
- ・ 超えた分だけ自己負担

## ●Q4：差額はどうなるの？

出産費用が50万円未満

- ・ 差額は後から受け取れる

## ●Q5：どこに申請するの？

会社員・公務員

- ・ 加入している健康保険

自営業・フリーランス

- ・ 市区町村(国民健康保険)

●Q6：退職後でももらえる？

条件を満たせばOK

- ・退職前に1年以上加入
- ・退職後6か月以内の出産

●Q7：海外で出産した場合は？

申請すれば支給対象

- ・ただし一度全額自己負担
- ・後から申請して支給

●Q8：帝王切開でももらえる？

- ・もらえます(通常出産と同じ)

■ ひとことまとめ

「基本は病院におまかせでOK」

「差額だけ後で受け取るor支払う」

**出産一時金 50万円**  
どう受け取るの？

- 1 産婦人科で手続きをする**
  - 病院で保険証を見せて直接支払割戻などの同業書に記入
  - 傷保保険から50万円が病院に直接支払われる
- 2 出産費用は病院へ直接支払い**
  - 健保保険から50万円が病院に直接支払われる
  - 健産保険から50万円が病院に直接支払われる
- 3 窓口で足りない分だけ支払う**
  - 出産後50万円以内で替えなし
  - 50万円を超えたら少額だけ窓口負担
  - 50万円の範囲内 出産費45万円の場合
- 4 50万円を超えなければ**
  - \* 差額は後から受け取れる
  - 50万円の範囲内 出産費45万円の場合
- 4 50万円を超えなければ**
  - \* 差額は後から受け取れる
  - 50万円の範囲内 出産費45万円の場合

まずは産婦人科で手続きをすればOK!

次号は  
出産手当金特集です